

(要項3)

2022年5月17日最終改定

ロゴマーク等の使用に関する要項

第1 趣旨

この要項は、「協会ロゴマーク」「認証農場マーク」「認証食品マーク」「サポーターズロゴマーク」(以下、「ロゴマーク等」という。)を使用するときの取扱いに関して必要な事項を定める。

第2 定義

この要項においてロゴマーク等とは、ロゴマーク等使用マニュアル(資料1)に掲げる図柄(カラー、モノクロ、線のみ)をいう。

第3 ロゴマーク等に関する権利

ロゴマーク等に関する一切の権利は、協会に属する。

第4 ロゴマーク等の使用

ロゴマーク等は、次の場合に限り使用できるものとする。

(1) 協会ロゴマーク

新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関または一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会(以下、「協会」という。)の正会員および賛助会員(以下、「協会会員」という。)が報道目的に使用する場合および代表理事が使用目的をこれに準ずるものと認めた場合

ただし、協会が主体となって使用する場合を除き、使用を希望するときは第5の1および4の使用の申請を行い、代表理事の許諾を受ける必要がある。

(2) 認証農場マーク

AW畜産農場認証を受けた者が認証を受けた農場の宣伝広告物(農場看板、パンフレット、ウェブサイト等)に使用する場合

AW畜産農場認証を受けていない者が第5の2および4の使用の申請を行い、代表理事の許諾を受けた場合

ただし、認証農場マークは販売品に使用することはできない。

(3) 認証食品マーク

AW畜産食品認証(牛乳・乳製品等)またはAW畜産食品認証(牛肉・食肉製品等)を受けた者が認証を受けた食品およびその販売促進物(看板、のぼり、パンフレット、ウェブサイト等)に使用する場合

AW 畜産食品認証を受けていない者が第5の2および4の使用の申請を行い、代表理事の許諾を受けた場合

(4) サポーターズロゴマーク

協会の理念に共感し、賛同した協会会員がその旨を表現するために、ウェブサイト、名刺、衣類、広告媒体等に使用する場合

ただし、使用を希望するときは第5の3および4の使用の申請を行い、代表理事の許諾を受ける必要がある。

## 第5 使用の申請

1 協会ロゴマークの使用を申請しようとする者は、原則として、協会のAW 畜産農場認証またはAW 畜産食品認証を受けた者とする。協会ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ使用申請を行い、代表理事の許諾を受けなければならない。また、認証を受けていない者が、協会ロゴマークの使用を希望する場合も、使用申請を行い、代表理事の許諾を受けなければならない。

2 認証農場マークの使用を申請しようとする者は、原則として、協会のAW 畜産農場認証を受けた者とする。認証食品マークの使用を申請しようとする者は、原則として、協会のAW 畜産食品認証を受けた者とする。認証農場マークまたは認証食品マークの使用を希望する者は、あらかじめ使用申請を行い、代表理事の許諾を受けなければならない。また、認証を受けていない者が、認証農場マークまたは認証食品マークの使用を希望する場合も、使用申請を行い、代表理事の許諾を受けなければならない。

3 サポーターズロゴマークの使用を申請しようとする者は、協会会員とする。希望する使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の手続きを省略し、代表理事の許諾を受けなくてもサポーターズロゴマークを使用することができる。希望する使用目的が次の各号のいずれにも該当しない場合は、あらかじめ使用申請を行い、代表理事の許諾を受けなければならない。

(1) 非営利目的である個人または団体におけるウェブサイト等のネット上での自己の理念信条の表現

(2) 非営利目的である個人または団体における名刺、衣類、広報媒体等での自己の理念信条の表現

4 ロゴマーク等の使用申請を行う場合は、ロゴマーク等の電子データ使用許可申請書(様式5)に次の書類を添えて代表理事に提出しなければならない。様式5にある申請事項がすべて明記されていれば、使用許可申請書の提出を省略し、電子メールでの申請も可能とする。

(1) ロゴマーク等の使用状況が確認できる完成見本等

(2) その他代表理事が必要と認める書類

## 第6 使用の許諾

- 1 代表理事は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、協会および認証事業の広報およびアニマルウェルフェアの普及に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下、「使用許諾」という。）をするものとする。この場合において、代表理事が認める場合には、ロゴマーク等の使用方法およびその他必要な条件を付すことができる。
- 2 代表理事は、使用許諾を行ったときは、申請者へロゴマーク等の電子データ使用許可書（様式6）を送付する。また、不許諾とするときは、その旨を申請者に通知する。

## 第7 使用許諾の制限

ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、代表理事は許諾しないものとする。また、協会が以下に該当する使用を認めた場合、使用の取り消しを求める。

- (1) ロゴマーク等を立体として表現したもの
- (2) 法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 協会および認証事業の信用または品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合およびこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) ロゴマーク等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用方法が適当でない場合
- (10) ロゴマーク等の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接

- 的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (11) その他、ロゴマーク等の使用が適当でない認められる場合

## 第8 使用許諾の期間

- 1 ロゴマーク等の使用許諾の期間は、第6の規定により使用許諾を受けた日から協会の会員期限、認証期限または協会が定めた期限の末日までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。
- 2 前項の期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて使用申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、第6の規定により使用許諾を受けた者（以下、「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しないことおよび新しい製造に着手しないことを条件に、第1の期間満了後においても、在庫調整の期間として、引き続きロゴマーク等を使用することができるものとする。
- 4 協会が、使用の中止を求めた場合には、直ちにそれに従うものとする。

## 第9 使用料

ロゴマーク等の電子データ使用料は、ロゴマーク等の電子データ使用料（費用1）に定める。

## 第10 地位の継承

相続人、合併により設立される法人その他の使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

## 第11 使用上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本要項およびロゴマーク等使用マニュアル（資料1）に規定する事項を遵守して使用すること。
- (2) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (3) 当該使用に関わる対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 第6の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

- (5) ロゴマーク等の商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (6) 可能な限り使用対象物には、ロゴマーク等と共に「協会、認証事業またはアニマルウェルフェアの意味についての説明文」を明記すること。協会が推奨する説明文は、ロゴマーク等使用マニュアル（資料1）に記載する。

## 第12 許諾内容の変更等

- 1 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、ロゴマーク等の電子データ使用許可申請書（様式5）を代表理事に再度提出し、代表理事の許諾を受けなければならない。
- 2 代表理事は、前項に規定する使用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときはこれを許諾し、申請者へロゴマーク等の電子データ使用許可書（様式6）を送付する。

## 第13 使用許諾の取消し等

- 1 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾（前条の追加または変更の許諾があったときは、その追加または変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用対象物等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。
  - (1) 使用者がこの規程に違反した場合
  - (2) 使用者が第6の使用許諾に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第7各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 代表理事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 代表理事は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

## 第14 使用の非独占性等

この要項による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者または使用対象物等について協会が推奨を行うものではない。

## 第15 経費等の負担

協会は、この要項による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費

または役務を負担しない。

#### 第16 損失補償等の責任

- 1 協会は、ロゴマーク等の使用を許諾したこと、不許諾したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意または過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

#### 第17 情報の公開

代表理事は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

#### 第18 事務

この規定に関する事務は、協会事務局が行う。

#### 第19 使用マニュアル

- 1 ロゴマーク等の使用方法に関して必要な事項は、ロゴマーク等使用マニュアル（資料1）に定める。使用者はその事項を遵守すること。
- 2 協会が主体となってロゴマーク等を使用する場合、ロゴマーク等のデザインの変更については、ロゴデザイン変更内規（内規3）に定める。

#### 第20 その他

この要項に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、代表理事が別に定めることができることとする。

附則 この要項は、2021年12月10日から施行する。

附則 この要項は、2022年5月17日から改定施行する。